

(参考)

「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の主な内容

第1章 総則	<ul style="list-style-type: none">原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、計画の運用および修正について規定
第2章 原子力災害予防対策の実施	<ul style="list-style-type: none">原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備原子力防災組織の設置、運営通報や業務に必要な設備および資機材の整備原子力防災教育および原子力防災訓練の実施国、地方公共団体、地元防災機関等との連携 <p style="text-align: right;">等について規定</p>
第3章 緊急事態応急対策等の実施	<ul style="list-style-type: none">モニタリングポストで5マイクロシーベルト毎時の放射線量を検出した場合の連絡原子力災害対策特別措置法に基づく事象発生時の迅速な通報災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施第2緊急体制発令時のオフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣など緊急事態応急対策 <p style="text-align: right;">等について規定</p>
第4章 原子力災害事後対策	<ul style="list-style-type: none">発電所の復旧対策の実施行政機関等への原子力防災要員等の派遣事業所外運搬事故後の対策 <p style="text-align: right;">等について規定</p>
第5章 その他	<ul style="list-style-type: none">他の原子力事業者への協力について規定

以上